平成２２年（フ）第２１９号
釧路市鳥取大通７丁目２番10号
債務者　小向　那奈
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２６号
釧路市新富士町３丁目９番22号　木村方
債務者　田原　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２２９号
釧路市暁町９番20号　森マンション１号
債務者　中村　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３７号
釧路市若松町２番10号
債務者　地代所栄子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２３８号
釧路市入舟７丁目２番４号
債務者　石山　祥子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２４１号
釧路市昭和中央３丁目２番12号　プチ・クリスタル１号室
債務者　伊藤　崇春
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２４４号
釧路市興津１丁目５番１号
債務者　福士　花恵
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２４５号
釧路市中園町４番４号　ハイム中園Ａ－２号、住民票上の住所釧路市中園町４番４号
債務者　山口　慶次
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５０号
北海道釧路郡釧路町緑１丁目20番地
債務者　千葉由香里
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第２５２号
釧路市星が浦大通１丁目８番８号
債務者　鈴木　優也
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月17日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２９９号
東京都大田区蒲田２丁目16―20
債務者　小椋加奈子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０号
沖縄県沖縄市胡屋６丁目７番16号　グリーンランドＧＬ－３Ｂ
債務者　玉城ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１６６号
沖縄県宜野湾市長田３丁目32番11―202号　ラコールときわ
債務者　小笠原麻緒（旧名正次）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月16日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第４０８号
静岡県焼津市浜当目１丁目14番18―５号
債務者　水永　美穂
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７０号
長崎県平戸市岩の上町1486番地１、従前の住所長崎県平戸市大志々伎町1591番地
債務者　西　　俊彰
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月12日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係